

# 役員退職慰労金規程

社会福祉法人 柊和会  
特別養護老人ホーム かりやど

令和3年4月1日制定

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人柘和会（以下「当法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、理事長に対する退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基 準 額)

第2条 退職慰労金は、理事長を被保険者とする定期生命保険または傷害保険（以下「定期生命保険等」という。）において、前条に該当した時に得る解約返戻金の額の範囲内で、評議委員会において承認された額とする。

(退職慰労金の支給対象・金額の決定)

第3条 理事長が退任した場合には、その者（本人が死亡したときはその遺族）に、前条に定める基準額内で、下記の算式に基づき計算した金額を退職慰労金として支給する。ただし、最終報酬額が低額などにより不適当な場合は、類似法人等の一年あたりの平均退職金に在任年数を乗じて計算する、一年あたり平均額法などを参考にして算出する。

退任時の月額報酬×在任年数×係数（3.0）

(在任年数)

第4条 在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1ヶ月未満の端数を切り捨てるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第3条に規定する遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(減額および停止)

第6条 在任中に当法人に対し特に重大な損害を与えた場合は、支給額を減額または停止することがある。

2 当法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は、支給時期を延期、または支給額を減額または停止することがある。

3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(当法人加入の事業保険との関連)

第7条 理事長を被保険者とする会社加入の定期生命保険等の受取保険金（中途解約払戻金も同じ）は、全額会社に帰属する。

(規程の改正)

第8条 本規定の改廃は、理事会および評議委員会の決議によって行う。

(付 則)

本規程は、令和3年 4月 1日より実施する。